

「五」 京都産業大学に勤めて三十一年

憧れの京都で研究と教育に従事

文部省で小・中・高の教科書原稿を二廻り（六年）調査検定して、この仕事も十分に意味があると思つた。しかしながら、いずれは大学へ出たいと考へ、時野谷主任の諒解をえた。

ただ、さりとて容易に先が決まらない。当時の歴史学界では、家永裁判の影響もあつて、教科書調査官へのアレルギーが強く、ある国立大学の公募に応じて、ほとんど本決まりとなる寸前、不可解な横槍が入り消えたこともある。

しかし、世の中、「念ずれば花開く」（坂下真民）、ということであろうか。意外な縁で、昭和五十六年（1981）春（時に満39歳）から、憧れの京都にある産業大学へ教授として赴任することが決まつた。

この大学は、全国で学園紛争の嵐が吹き荒れていた昭和四十年（1965）に開設された。天文学者（京大名譽教授）の荒木俊馬博士（68歳）^{としま}たちが、当時の風潮と正反対に「大学の使

命は、将来の社会を担って立つ人材の育成にある」ことを「建学の精神」に掲げ、豊かな「産業」（むすびわざ）の場として理想的な大学を創られたのである。

教養部と法学部と日本文化研究所

当時の大学には、各学部と別個に「教養部」が置かれており、私も当初そこに配属された。京都産大はそのころ五学部で一万三千余の学生を擁し、語学や体育の外に、一般教養だけで百科目以上も開講されていた。

そのうち、私は「平安貴族の生活と文化」および「日本の年中行事」を担当した。ともに毎年合計数百名以上の受講生があり、試験とレポートの採点だけでも大変である。他に教職課程の「日本史概説」「社会科学教育法」なども担当した。

しかし、四年目に入った昭和五十九年六月、法学部で「日本法制史」の担当者が急に不在となった。そこで、文学部出身ながら、律令格式・儀式書などを研究し、法制史学会の会員でもあった私が、その後任として転属を命じられ、まもなく大学院の法学研究科も兼担した。

ところが、さらに驚いたのは、着任十五年目の平成七年（1995）春、開学三十年記念に「日本文化研究所」が創設されて、初代所長に任じられた。その上、同時に「一般教育研究

センター」のセンター長も兼務しなければならないことになった。

一般教育の重要性と多様化

この一般教育研究センターは、他大学と同様、従来の教養部を改組・改革する流れに乗り、とりあえず分割された四センターの一つである。

ところが、本学は「日本古来の美しい道徳的伝統を精神的基盤として、東西両洋の豊かな文化教養を身につけることを「建学の精神」に掲げ、とりわけ教養教育を重視してきた。

それが改組により専属の教員を激減し、カリキュラムを全面的に再編するよう求められた。そこで、何度も委員会・教授会を重ね、たとえば一般教育センターの全教員も少人数クラスの「アドバンスゼミ」や、読み書き話す力を培う「日本語表現」などを新設した。

あれから十数年たって、最近再び一般教育の重要性が再認識され、本学でも本格的な再改革に取り組みつつある。私は平成十六年春から法学部へ戻ったが、その後も一般教育の二科目を続け、また旧教養系の新文化学部で「日本における伝統と近代」を兼担している。

さらに京都駅近くの大学プラザで、京都地名研究会に協力をえてリレー講義「京都の地名探訪」をコーディネートしてきた。ここでも、多様な学生や熱心な社会人聴講生に出会える。

日本法制史の講義とゼミの「出藍」

日本文化研究所の所長在任九年間は法学部を離れていた。従って、学部での授業は、前半の十一年間（42～53歳）と後半の八年間（63～70歳）に分かれる。

本学の法学部には、当初から基礎法の講義として日本・東洋・西洋の法制史が置かれている。その一つ「日本法制史」は、選択科目であるが、毎年受講生が多い。

そこで、単なる概説ならば教科書を読んでもわかるから、それよりも具体的な法制度史の解説がよいと考えた。そして前半では和田英松博士『官職要解』（新訂本、講談社学術文庫）と拙書『日本の年号』（雄山閣カルチャーブックス）をテキストに、官職制度と年号制度を中心に、後半では皇室制度を中心に据えながら、幅広く講述してきた。

またゼミナールは、一年用の「プレップゼミ」、二・三年用の「自由演習」「演習Ⅰ」、四年用の「演習Ⅱ」などがある。このうち、演習Ⅰ「日本法制史の基礎的研究」および演習Ⅱ「日本法制史の発展的研究」では、古代から現代まで何をテーマに選んでもよい。ただ、口頭発表もレポートも、敢て厳しく鍛えることに努めてきた。

その成果の要旨は、毎年ゼミ文集『出藍』に纏めてきた。これを「であい」と読んで叱られたような卒業生たちも、今や各方面で「出藍の誉れ」を実現しつつある。

法学研究科と同志社大学院への出講

一方、大学院の法学研究科は、法学部に移籍した翌々年度の春から前期博士課程を、また学位を取得した翌年度の春から後期博士課程の論文指導も担当することになった。

ただ、当研究科へ進学する学生は、ほとんど法職志望者である。卒業しても研究職に付ける見込みの少ない「日本法制史」を専攻する若者は、稀にしかない。

とはいえ、平成三年（1991）春から川田敬一と言う本学の既卒生が入ってきた。そこで、熟慮の末、明治以降の皇室財産制度形成史を研究テーマと定めた。幸い次々と実証的な論文を書き、学位論文『近代日本の国家形成と皇室財産』（原書房）を完成し、本学から博士（法律学）を授与された（現在、金沢工業大学准教授）。

その後、学部ゼミや他大学からの出身者を数名指導してきたが、後期まで進んだ者は他にいない。ただ、平成十八年度から非常勤出講している同志社大学の大学院文学研究科（担当「日本古代文化史特講」）では、受講生の久礼くれ巨雄あさお君が、京都大学の法学研究科後期博士過程へ進み、「日本古代の神祇関係法制の理念と社会」で既に学位を取得した。また坂田佳一君が、今年度から後期課程に進み、『公卿補任』全体（飛鳥時代～明治初年）の実態解明に努めている。